

京都市告示第 370 号

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成20年1月31日

京都市長 梶本頼兼

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
(医) 西尾医院	中京区寺町通夷川上る久遠院前町 671番地の1 寺町ユースビル1階	平成19年11月26日
(医) 山隆会七条クリニック	下京区烏丸通七条下る東塩小路町 721番地の1 京都タワービル2階	平成19年12月1日
田中整形外科	伏見区久我東町1番地の4	平成20年1月1日
なかお七本松歯科クリニック	中京区聚楽廻西町188番地の 19の2	平成20年1月1日
クオール薬局二条城北店	上京区丸太町通智恵光院西入中務 町486番地 ヴィランセンワ丸太町1F	平成20年1月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)